厚木市公共施設脱炭素化推進事業プロポーザル実施要領

１　趣旨

この要領は、本市の公共施設への再生可能エネルギーの導入及び照明LED化を図り、効果的に公共施設の脱炭素化を推進するに当たり、最適な受注候補者を特定するため、公共施設脱炭素化推進事業プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施について必要な事項を定めるものです。

２　プロポーザル方式により実施する業務

(1) 業務名

公共施設脱炭素化推進事業

(2) 業務内容

次に掲げる業務とします。なお、業務の詳細については、別紙１「厚木市公共施設脱炭素化推進事業業務説明書」を参照し、候補施設については、別紙２「事業候補施設一覧」を参照してください。候補施設一覧では、事業の対象としていない施設や建物を参考として表示していますが、PPA対象欄、LED化対象欄が「〇」となっているものを事業の対象とします。全ての施設を対象とする必要はありませんが、事業性、安全性等を考慮した上で極力多くの施設で事業を実施するように提案してください。

また、建替えや施設廃止など市の決定により事業候補施設から除く場合があります。

ア　公共施設への自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の設置

高圧受電施設（小・中学校、公民館、七沢自然ふれあいセンター）は、従量制PPAにより、低圧受電施設（その他の施設）は従量制PPAのほか定額制PPAにより実施してください。

イ　公共施設の照明LED化

ESCO事業により実施してください。

(3) 履行期間

契約開始から設備の撤去完了又は無償譲渡までを事業期間とします。設備の運転期間は、運転開始日から最長20年間とします。

なお、PPA、ESCOでそれぞれ事業期間が異なるものを認めます。

設備の導入、更新の工事は、令和６年度及び令和７年度に実施するものとします。

(4) 提案上限額

提案上限額は3,715,817,000円です。なお、この金額は、債務負担予算上限額であり、契約時の予定価格を示すものではなく業務内容の規模を示すものです。

なお、当該金額は、市から事業者に支払う金額の総額で、PPA及びESCO事業の対価として支払うサービス料と国交付金の間接交付額との合計額で、内訳の詳細は次のとおりです。

ア　サービス料　上限額：2,468,771,500円

提案の際は、PPA料金、ESCOサービス料それぞれの事業期間内の総額を示した上で合計額（消費税及び地方消費税を含む。）を示してください。なお、見積りに当たっては、次に示す国交付金額をPPA料金、ESCOサービス料から控除した上で見積もってください。

イ　国交付金の間接交付額　上限額：1,247,045,000円

本事業は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）「https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2」（以下「交付金」という。）を活用するため、工事費等を対象として事業者に交付金が間接交付されますので、工事費の内訳と併せて間接交付額を試算してください。なお、見積りに当たっては、交付金の対象経費、交付要件、補助率、補助額及び本市の交付金に係る計画を参照し、交付額の上限などよく確認して提案を行ってください。

(5) 業務の担当課及びプロポーザルの事務局

厚木市環境農政部環境政策課（厚木市役所第二庁舎７階）

〒243-8511 厚木市中町３丁目17番17号

電話（046）225-2749　ＦＡＸ（046）223-1668

メールアドレス3100@city.atsugi.kanagawa.jp

３　特定委員会

次の表に掲げる12人の委員で構成する特定委員会を設置し、技術提案書について審査します。

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 職名等 |
| 委員長 | 環境農政部長 |
| 委員 | 行政経営課長 |
| 委員 | 青少年課長 |
| 委員 | 地域包括ケア推進課長 |
| 委員 | 生涯学習施設担当課長 |
| 委員 | 環境政策課長 |
| 委員 | 建築課長 |
| 委員 | 消防総務課長 |
| 委員 | 教育総務課長 |
| 委員 | 教育施設課長 |
| 委員 | 教育施設整備担当課長 |
| 委員 | 社会教育課長 |

４　スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとします。なお、スケジュールは事務局により変更できるものとし、変更があった場合には、速やかに市ホームページにて公表します。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 期日等 |
| 実施要領等の公告 | 令和５年５月１日（月） |
| 対象施設の資料の閲覧 | 令和５年５月１日（月）から８月10日（木）まで |
| 質問受付期間 | 令和５年５月１日（月）から５月31日（水）まで |
| 質問回答 | 令和５年６月14日（水）午後５時まで |
| 参加表明書等の提出 | 令和５年６月30日（金）午後５時まで |
| 資格確認結果の通知及び技術提案提出要請書発送 | 令和５年７月７日（金） |
| 技術提案書の提出 | 令和５年８月14日（月）午後５時まで |
| 審査会（プレゼンテーション） | 令和５年８月下旬 |
| 選定結果の通知 | 令和５年９月下旬 |
| 協定の締結 | 令和５年９月下旬 |
| 現地調査等詳細確認 | 令和５年10月～12月上旬 |
| 契約額の確定 | 令和５年12月中旬 |
| 契約内容、仕様書の協議 | 令和６年１月～３月上旬 |
| 契約締結 | 令和６年４月以降 |

５　プロポーザルへの参加資格

単独企業による参加の場合は、次の(1)から(11)の要件全てを満たす必要があります。

また、複数企業の共同提案による参加の場合は、(12)の要件を満たす必要があります。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

(2) 参加表明書等の提出期限から契約締結日までの期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成２年４月１日施行）及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成21年10月１日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。

(3) ２年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、(1)による競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) ６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、(1)による競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。

(6) 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第１項又は第２項の規定に違反しない者であること。

(8) 特定委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織でないこと。また、これらの組織に属していないこと。

(9) 厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第31号）第６条に規定する資格者名簿に登録された者であること又は技術提案書提出期限までに登録を得る見込みの者であること。

(10)事業受注実績（平成29年度から令和４年度までの期間において、「オンサイトPPA事業」及び「ESCO事業による照明LED化」の受注実績をそれぞれ１件以上）を有すること。

なお、実績は公共事業でなくても構わない。

(11)本業務を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含めること。

ア　一級建築士

イ　電気主任技術者（第三種以上）

(12)共同提案で参加をする場合は、次の要件を全て満たしていること。

ア　代表構成員が申込み者であること。

イ　構成員が、単独企業として参加表明していない及び他の共同提案の構成員として重複していないこと。

ウ　構成員の全てが、上記(1)～(9)の要件を満たしていること。

エ　上記(10)の要件については、公共施設への自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の設置事業の契約者が「オンサイトPPA事業」の受注実績を有し、公共施設の照明LED化の契約者が「照明LED化（ESCO事業）」の受注実績を有していること。

オ　上記(11)の要件については、１者以上が要件を満たしていること。

６　提供資料

次の資料を提供します。（1）及び（2）は市ホームページでデータを公開し、(3)から(6)までは、「７　対象施設の資料の閲覧」の記載に従って閲覧してください。

(1) 施設ごとの電力使用量（高圧施設は30分値、低圧施設は月別使用量）

(2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）計画書

(3) 平面図

(4) 立面図

(5) 構造計算書

(6) 指定避難所等水害対策想定調査結果

７　対象施設の資料の閲覧

対象施設の資料（平面図、立面図、構造計算書等）の閲覧については、次のとおりとします。

(1) 閲覧場所、期間

場　所　厚木市役所第二庁舎７階　環境政策課事務室内

厚木市中町３丁目16番１号

期　間　令和５年５月１日（月）から令和５年８月10日（木）までの平日

午前の部　午前９時から正午まで

午後の部　午後１時30分から午後４時30分まで

(2) 閲覧の手続について

閲覧希望日の前日（日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）（以下「閉庁日」という。）の場合は前開庁日）午後４時までに、電話、メールのいずれかにより、法人名、希望日、希望時間（午前、午後、１日）を事務局に連絡し、閲覧の予約をしてください。１企業につき最大で２日間（午前、午後のみでも１日と数えます。）予約することができます。それ以上の日数の閲覧を希望する場合は、予約した閲覧日が全て終了した後に改めて予約をしてください。

なお、予約がない場合は、閲覧はできません。

(3) 資料の複写等について

資料の複写、持ち出しはできません。なお、閲覧者が持参したスキャナーでの撮影及び写真撮影は可能とします。

８　質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票」（様式第３号）に質問事項を記載の上、次のとおり提出してください。ただし、質疑は本プロポーザルの技術提案書等を作成する上で必要な事項に限ります。なお、口頭による質疑は受け付けません。

(1) 提出方法

電子メールにファイル添付の上、事務局（3100@city.atsugi.kanagawa.jp）へ送信してください。

その際、タイトルは、「【企業名】プロポーザルに関する質問」とし、受領確認のため、提出した旨を必ず電話で連絡ください。

(2) 受付期間

令和５年５月１日（月）から令和５年５月31日（水）

(3) 回答期日

令和５年６月14日（水）午後５時まで

質問については回答を作成次第、随時市ホームページの次の場所で公開し、個別での回答は行いません。

ホーム＞しごと・産業＞入札・契約＞一般委託＞プロポーザル方式

(4) その他

ア　質問の回答が、実施要領を始めとする本プロポーザルに関する書類に記載のない事項を補完するものや記載事項を修正する内容であった場合、回答した時点で、本プロポーザルに関する書類への追記又は修正とみなします。なお、回答に対する再質問は原則受け付けません。

イ　受付期限までに到着しなかった質問票については回答しません。

９　参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、参加資格の確認を受けてください。なお、書類作成等、参加表明書の提出に係る一切の費用は、参加希望者の負担とします。

(1) 提出書類（共同提案の場合は代表構成員が併せて提出を行うこと。）

ア　プロポーザル参加表明書（単独企業の場合：様式第１－１号　共同提案の場合：様式第１－２号）

イ　会社概要（様式第２号　共同提案は構成員ごとに作成）

ウ　５　プロポーザルへの参加資格(10)の実績を確認できる書類（契約書や第三者によるニュースリリース等）

(2) 提出部数　１部

(3) 提出方法　持参又は郵送

(4) 提 出 先　厚木市環境農政部環境政策課（厚木市役所第二庁舎７階）

〒243-8511 厚木市中町３丁目17番17号（郵送）

〒243-0018 厚木市中町３丁目16番１号（持参）

(5) 提出期限

令和５年６月30日（金）午後５時まで

持参の場合は、平日の午前８時30分から午後５時までとします。

郵送の場合は、提出期限までに到着している必要があり、提出期限を過ぎた参加表明書等は受理しないものとします。

(6) 参加資格の確認

参加資格の確認は事務局で行い、令和５年７月５日（水）までに通知文を発送し、電子メールにて連絡します。

なお、参加資格がないとされた参加表明者で説明が必要な場合は、審査結果の通知日の翌日から起算し、15日以内（閉庁日を除く。）に、市長に対して書面により照会してください。

10　技術提案書等の提出

参加資格の確認を受けた者は、別紙１「厚木市公共施設への太陽光発電設備等導入事業業務説明書」及び「６　提供資料」により、次のとおり技術提案書を作成し、提出してください。記載の様式は任意（様式の指定がある項目は、指定の様式により作成してください。）ですが、記載する順番及び記載内容は(1)提案内容のとおりとしてください。

なお、提出期限までに提出がなかった場合は、参加を辞退したものとみなします。

また、本事業については、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用した事業であるため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（重点対策加速化事業）における交付対象要件等を考慮した提案としてください。

(1) 提案内容

ア　提案額

見積もった金額等を記載してください（様式第４号）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| イ　太陽光発電設備及び蓄電池の導入 | | |
| No | 提案事項 | 記載内容・方法等 |
| 1 | 施設ごとの太陽光発電設備の容量 | 様式第５号により、施設ごとの設置手法（低圧施設におけるPPAの従量制、定額制の別）、それぞれの総容量を記載してください。また、自家消費率については、年間発電量/年間電力使用量（％）で算出し、施設全体の平均値も表してください。  なお、蓄電池については、必要に応じて設置すること（必須ではありません。）としますが、蓄電池のみの設置は認めません。 |
| 2 | 施設ごとの蓄電池の容量 |
| 3 | 施設ごとの自家消費率 |
| 4 | PPA単価　想定PPA料金（年） | 様式第５号により単価（又は月額）、想定される年額、事業期間総額を記載してください。  なお、従量制の場合は、一定の単価（円/kWh）とし、月別又は時間帯別に異なる単価の設定は行わないものとします。 |
| 5 | PPA期間 | 様式第５号により最長20年で提案してください。 |
| 6 | 工事費用（対象経費、対象外経費） | 工事費用の見積りのほか、重点対策加速化事業の対象経費、対象外経費の別も示してください。 |
| 7 | 太陽光パネルの設置方法 | 陸屋根、勾配屋根別で、使用する架台の種類等とパネルのメーカー、型番、耐風圧計算など（個別の施設を想定したものではなく、代表的な例として）を示してください。  また、構造計算書のない施設について、設置の考え方を示してください。設置する提案の場合は、安全性の確認方法を提案し、設備の容量（提案No1）はそれにのっとって提案してください。 |
| 8 | 想定される荷重（１kW当たり　kg/㎡） | １kW当たり　kg/㎡任意の方法で示してください。 |
| 9 | 工事スケジュール | 任意の方法で示してください。令和６年度、７年度の対象施設の振り分けや工事の順番は任意です。 |
| 10 | PPAサービスの開始時期 | 工事完了からサービス開始のタイミングについての考え方  【例】  ・一律翌年度４月から（工事終了からサービス開始までの発電電力は無償提供）  ・工事終了の翌月から　等 |
| 11 | 事業者の実績 | 実施規模、工事内容、契約先等　官民問わず、本事業と類似する事業の実績について記載してください。 |
| 12 | 実施体制 | 工事の実施とサービス開始後の体制、事業の実施に係る役割分担、担当者、担当者の保有する資格や主な実績を示してください。  また、企業としてのカーボンニュートラルやSDGsに関する取組や理念を併せて記載してください。 |
| 13 | 不具合の確認方法とサポート体制 | サービス開始後の機器のトラブルへの対応、故障の場合、現地到着までの時間などを示してください。 |
| 14 | 機器や部材の調達方法 | 入荷不能による工期遅れが生じないように取る体制やこれまでに実施した工夫等を示してください。 |
| 15 | 市内事業者活用の考え方 | 工事やサービス開始後のどのような場面で、どのような市内事業者と連携し事業を実施するか、何社程度と連携する予定か等を示してください。 |
| 16 | 災害時の非常用電源としての活用 | 停電時の自立運転の操作や電力の活用方法（非常用配線例など）を示してください。 |
| 17 | 想定より電力使用がなかった場合 | 天候不順の場合、機器の故障、公共施設の利用率低下など想定し得る例を示し、対応を記載してください。 |
| 18 | 発電量の計測方法（表示の有無） | 計測機器やデータ管理、発電・蓄電量の表示の有無等を示してください。 |
| 19 | 既設太陽光への増設の可否 | 既設の太陽光発電装置との連携の可否を示してください。なお、可能な場合にどのようなことが必要か併せて記載してください。 |
| 20 | 余剰分の取扱い | 余剰電力が生じた場合の措置について、示してください。 |
| 21 | 独自提案 | 発電容量を稼ぐための工夫や環境教育など市の計画等に合致した独自の工夫を示してください。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ウ　照明のLED化  事業の対象とする施設においては、全灯を交換する前提で、省エネ量や料金等を試算してください。  ただし、受注候補者決定後の施設の詳細調査の段階で、市と協議により対象外とする場合があります。 | | |
| No | 提案事項 | 記載内容・方法等 |
| 1 | 省エネ量 | 様式第６号により施設ごとに省エネ量を表し、省エネの総量を記載するとともに計算方法も記載してください。  なお、計算に当たっては、下に示す省エネ量計算条件の値を使用してください。 |
| 2 | ESCOサービス料 | 様式第６号に記載するとともに任意様式によりグラフ等を使用して「17削減できるコスト」と比較した表記をしてください。  なお、削減できるコストをESCOサービス料が上回る提案も認めます。 |
| 3 | ESCOサービスの期間 | 最長20年で提案してください。 |
| 4 | 工事費用（対象経費、対象外経費） | 工事費用の見積りのほか、重点対策加速化事業の対象経費、対象外経費の別も示してください。 |
| 5 | 照度を確保する方法 | 照度計算、分布図等を使用して、小中学校の教室において照度を確保できることを示してください。 |
| 6 | 工事スケジュール | 任意の方法で示してください。令和６年度、７年度の対象施設の振り分けや工事の順番は任意です。 |
| 7 | ESCOサービスの開始時期 | 工事完了からサービス開始のタイミングについての考え方を示してください。  【例】  ・一律翌年度４月から（工事終了からサービス開始までの電力削減は無償提供）  ・工事終了の翌月から　等 |
| 8 | 事業者の実績 | 実施規模、工事内容、契約先等、官民問わず、本事業と類似する事業の実績について記載してください。 |
| 9 | 実施体制 | 工事の実施とサービス開始後の体制、事業の実施に係る役割分担、担当者、担当者の保有する資格や主な実績を示してください。  また、企業としてのカーボンニュートラルやSDGsに関する取組や理念を併せて記載してください。 |
| 10 | 不具合の確認方法とサポート体制 | サービス開始後の機器のトラブルへの対応、故障の場合、現地到着までの時間などを示してください。 |
| 11 | 機器や部材の調達方法 | 入荷不能による工期遅れが生じないように取る体制やこれまでに実施した工夫等を示してください。 |
| 12 | 市内事業者活用の考え方 | 工事やサービス開始後のどのような場面で、どのような市内事業者と連携し事業を実施するか、何社程度と連携する予定か等を示してください。 |
| 13 | LED化の対象とする箇所の考え方と確認方法 | 提案では全灯交換を前提としますが、実際の事業実施に当たって、全ての照明をLED化するか、効果の低い点灯時間の短い箇所を対象から除外するか、既にLED化されている箇所をどう扱うか　等考え方について記載してください。 |
| 14 | 省エネが達成できなかった場合の考え方 | 省エネが達成できなかった場合で、どのような場合にESCOサービス保証の対象外となるかなどを示してください。 |
| 15 | 省エネ量の確認方法 | 計測機器やデータ管理方法について示してください。 |
| 16 | 使用する機器 | 想定されるLED機器を示してください。 |
| 17 | 削減できるコスト | ESCO事業によって市が削減できるコストを想定してください。 |
| 18 | 独自提案 | 省エネ量を増やすための工夫や環境教育など市の計画等に合致した独自の工夫を示してください。 |
| 省エネ量計算条件 | ①照明点灯時間（１日当たり）  【小中学校】  ●普通教室　６時間　●職員室　10時間　●特別教室　３時間　●廊下等　４時間  ●その他　１時間  【公民館】  ●事務室　13時間　●貸室　５時間　●その他　１時間  【児童館】  ●５時間　●トイレ等　１時間　●その他　１時間  【老人憩の家】  ●５時間　●トイレ等　１時間　●その他　１時間  ②電気料金  １kWh当たり　42円 | |

(2) 技術提案書等の提出

ア　提出期間　令和５年７月７日（金）から８月14日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

イ　提出場所　厚木市役所第二庁舎７階　環境政策課事務室

ウ　製本　A4縦のフラットファイルに全て綴じ、提案事項のNoごとにインデックスを付した上で提出してください。なお、A3横の資料を用いる場合は、片袖折りにしてください。フラットファイルに綴じられない分量の技術提案書は認めません。

エ　提出部数　正本１部、副本（写し）16部

副本16部は、審査に用いるため、社名・協力者名、所在地、代表者名等の記載を全て隠すこと。

副本の表紙については、社名等の記載や押印を一切行わないこと。

内容についても、技術提案書と同様に、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。

判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認した上で提出すること。

なお、会社案内については、正本に添付することとし、副本への添付は必要ありません。

オ　提出方法　持参（郵送は不可）

(3) 技術提案書の取扱い

ア　技術提案書の提出は、参加表明書の提出者１者につき1件のみとします。

イ　市は、技術提案書を提出する又は提出した事業者（以下「提案事業者」という。）に提案に関する追加資料を求めることができるものとします。

ウ　技術提案書の作成及び提案に必要な一切の費用は、提案事業者の負担とします。

エ　提出期限以降の差し替え、再提出は認めません。

オ　記載したPPA、ESCO契約ごとの業務の管理及び統轄等を担う管理技術者、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者は原則変更できません。ただし、病症、死亡又は退職等の特別な理由による変更で、かつ、変更後の者について市が同等以上の技術者である旨を了解した場合は可能とします。

カ　受領した技術提案書及び添付書類は、返却しません。

11　プレゼンテーション審査

提出された技術提案書等を基に、特定委員会による審査を行います。

(1) 開催日時

令和５年８月下旬（予定）

※提出者数多数の場合、開催日を数日設ける場合があります。

※詳細な日程等は、提出者に別途電子メールにて通知します。

(2) 開催場所

あつぎ市民交流プラザ（〒243-0018 神奈川県厚木市中町2-12-15（アミューあつぎ））（予定）

(3) 審査時間

プレゼンテーションは、20分以内とし、質疑応答を20分程度とします。

なお、プレゼンテーション前後に５分ずつ準備・撤去の時間を設けます。

(4) 出席者

６人以内とし、本業務の管理技術者が必ず出席し、本業務を直接担当する者が説明を行ってください。

(5) 使用備品

プレゼンテーションで使用するパソコン、プロジェクター等の機器は、提案事業者が用意してください。スクリーンは市で用意します。

(6) その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された技術提案書等のみとし、追加の提案及び資料の配布は認めません。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が技術提案書等の内容に合致し、提案内容の理解を深める場合に限り使用を認めます。

なお、プレゼンテーション審査については、非公開とします。

12　技術提案書等の審査

(1) 技術提案書等の審査方法

提出された技術提案書等は、特定委員会において、厳正かつ公平に審査を行います。

なお、特定委員会は非公開とします。

(2) 技術提案書等の評価基準

技術提案書等及びプレゼンテーションを基に、評価を点数化し審査します。特定委員会委員１人につき、300点満点で採点を行うものとし、評価内訳と配点は次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ア　太陽光発電設備及び蓄電池の導入 | | | |
| 評価する対象 | 評価の視点 | 評価対象の提案No | 配点 |
| PPAによる太陽光及び蓄電池の設置容量 | 自家消費率とのバランスが取れ、多くの施設において、多くの容量を設置できるか。 | 1,2,3 | 30 |
| 工事費用 | 工事費用は妥当か。重点対策加速化交付金を最大限活用できるか。 | 4,5 | 10 |
| PPA料金 | PPA料金は抑えられているか。 | 6 | 5 |
| PPAによる太陽光及び蓄電池の設置方法 | 耐荷重、耐風圧など安全への配慮はなされているか。 | 7,8 | 15 |
| 工事スケジュール | 工事スケジュールは無理なく施設への影響は最小限度となっているか。 | 9,10 | 15 |
| 実績 | PPA事業の実績は十分か。規模や事業実施数は充実しているか。 | 11 | 15 |
| 実施体制 | 実施体制は充実しているか。 | 12,13,14 | 15 |
| 市内事業者の活用 | 多くの市内事業者を活用するか。 | 15 | 20 |
| 事業の充実度（工夫や配慮） | 充実した事業内容となっているか。 | 16～21  プレゼン | 25 |
| 計 | | | 150 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| イ　照明のLED化 | | | |
| 評価する対象 | 評価の視点 | 評価対象の提案No | 配点 |
| 省エネ等効果 | 十分な省エネ効果を得られているか。 | 1 | 30 |
| ESCOサービス料 | ESCOサービス料は抑えられているか。 | 2,3 | 5 |
| 工事費用 | 工事費用は妥当か。重点対策加速化交付金を最大限活用できるか。 | 4 | 10 |
| 照度の確保 | 小中学校において照度が確保できているか。 | 5 | 15 |
| 工事スケジュール | 工事スケジュールは無理なく施設への影響は最小限度となっているか。 | 6,7 | 15 |
| 実績 | ESCO事業の実績は十分か。規模や事業実施数は充実しているか。 | 8 | 15 |
| 実施体制 | 実施体制は充実しているか。 | 9,10,11 | 15 |
| 市内事業者の活用 | 多くの市内事業者を活用するか。 | 12 | 20 |
| 事業の充実度（工夫や配慮） | 充実した事業内容となっているか。 | 13～18  プレゼン | 25 |
| 計 | | | 150 |

(3) 受注候補者の特定方法及び結果の通知

ア　技術提案書等について、特定委員会で評価を行い点数化し、合計得点をもって最上位の者を受注候補者、次点の者を次点受注候補者として特定し、技術提案評価結果通知書により評価結果を通知します。ただし、特定委員会の委員の採点の合計点が満点の６割（以下「最低合計基準点数」という。）に満たない場合は、受注候補者及び次点受注候補者として特定しません。

イ　合計得点の最上位の提出者が２者以上となった場合、当該提出者のうち、PPAによる太陽光及び蓄電池の設置容量に関する評価点数が上位の者を受注候補者とし、次点の者を次点受注候補者と特定します。

ウ　イの場合において、評価点数が同点の場合は、くじ引きにより受注候補者及び次点受注候補者を特定します。

エ　提出者が１者だった場合、最低合計基準点数以上であれば受注候補者とします。

オ　受注候補者が辞退した場合等は、次点受注候補者を受注候補者とします。

カ　受注候補者及び次点受注候補者が辞退した場合等は、最低合計基準点数以上の次順位者を受注候補者とします。

キ　審査結果は、書面により通知します。

(4) 審査結果の公表及び理由の説明

ア　審査結果の公表

(ｱ) 受注候補者の特定結果については、特定委員会終了後に公表します。

(ｲ) 全ての提出者に関する審査結果を一覧表で公表しますが、受注候補者以外の提出者名は分からないようアルファベットで表記します。

イ　審査結果に対する理由の説明

審査の結果の理由の説明が必要な提出者は、次の方法により請求してください。

(ｱ) 請求期限　審査結果を通知した書面に記載

(ｲ) 請求場所　２(6) 業務の担当課及びプロポーザルの事務局

(ｳ) 請求方法　任意の様式による書面（ただし、規格はＡ４縦、横書きとし、法人名、部署、氏名、電話及びＦＡＸ番号を併記）により、持参又は書留郵便等、受取が確認できる方法で提出してください。

(ｴ) 回答方法　受理した日の翌日から起算して15日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答します。

13　受注候補者特定後の協議等

(1) 現地調査等詳細確認

技術提案内容を精査するため対象施設について、現地調査を実施します。なお、詳細の日程については、特定結果の通知後、市と受注候補者で協議します。

(2) 契約額の確定

市の予算編成に合わせ契約額を確定することとし、確定時期については、市と協議します。

(3) 契約等の手続

契約は、令和６年度及び令和７年度にそれぞれ次のとおり締結することとし、PPAとESCOの事業別に二つの契約を締結します。

ア　仕様等の協議

(ｱ) 市は、技術提案書等の内容に基づき、本業務の業務仕様について受注候補者と協議し、その内容を決定することとします。

(ｲ) 受注候補者は、(ｱ)の協議が整い次第、改めて見積書を市に提出するものとします。この場合において、当該協議により対象業務が減少した場合は、対象業務の減少に伴う費用を減じた額を見積書に記載するものとします。

(ｳ) この協議は受注候補者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は受注候補者の負担とします。

イ　協定の締結

市は、アの協議が整い次第、協定を締結するものとします。なお、協議が整わない場合にあっては、次点受注候補者と協議の上、契約を締結する場合があります。また、契約締結までの期間に、受注候補者が「５　プロポーザルへの参加資格」を満たさなくなった場合は、その時点で失格とします。

ウ　契約締結

市は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の交付決定後、イの協定に基づき、速やかに随意契約の手続を行うこととします。なお、本契約における履行保証については、工事見積額の10分の１以上の契約保証金の納付（契約保証金に代わる担保を含む。）が必要となります。ただし、保証事業会社等との間に本契約における工事の履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除します。

14　その他の留意事項

(1) 本手続に係る書類の作成において、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）によるものとします。

(2) 提出された参加表明書等及び技術提案書等は、返却しません。

(3) 提出された書類の著作権は、参加表明者又は提出者に帰属します。

(4) 本契約後、業務を進めるに当たり、市の申出による変更など、契約者の提案内容から大幅な変更が生じた場合、市と協議することとします。

(5) 市の担当者との連絡を密に行い、意思の疎通及び情報の共有を図るとともに、疑義等が生じた場合は、その都度協議することとします。

(6) 市が配付する資料等は、本業務の参加に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

(7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）に基づき提出書類を公開することがあります。

(8) 本実施要領に定めのない事項については、市が別途定める規程等によるものとします。